

意見概要：合理的な理由のない政令案に反対

【政令案】私的録音録画補償金制度の対象機器としてブルーレイレコーダー等を追加指定すること

➤ 政令案に対して、強く反対

社会環境の変化を無視し、20年以上前の古い制度を用いた機器課金という形で消費者に二重負担を強いる政令案は、政策としての合理性が無い

➤ 大きなリスクに繋がるため、重大な懸念

司法判断が蔑ろにされ、関係者の合意を前提とした制度運用も歪められるような不透明なプロセスで進み、ダビング10によるコピー制御があっても尚、同じ補償金が課される事態になれば、今後様々な機器やサービスに拡大するリスク

➤ より適切な政策変更を期待

消費者の皆さまに十分に問題点をご理解いただき、多くの意見が文化庁に提出されるように、過去の経緯や環境変化など意見の前提と、主な反対理由3点の詳述を通じて情報提供を図りたい

前提①：録画補償金制度が導入された経緯

➤ 1975年 家庭用アナログビデオ機の登場

コピー制御の無い
アナログ放送



アナログ録画



画質劣化・複製自由

私的録画は
適法なので
自由・無償



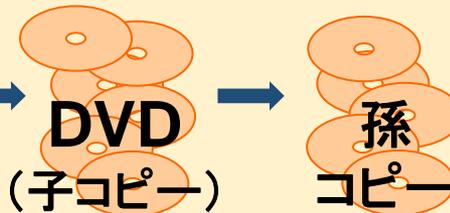
消費者

➤ 1999年 デジタル録画機の登場、劣化の無い大量複製も可能に

コピー制御の無い
アナログ放送



デジタル録画



劣化無し・複製自由



不当な
不利益



権利者

不当な
不利益
の補償

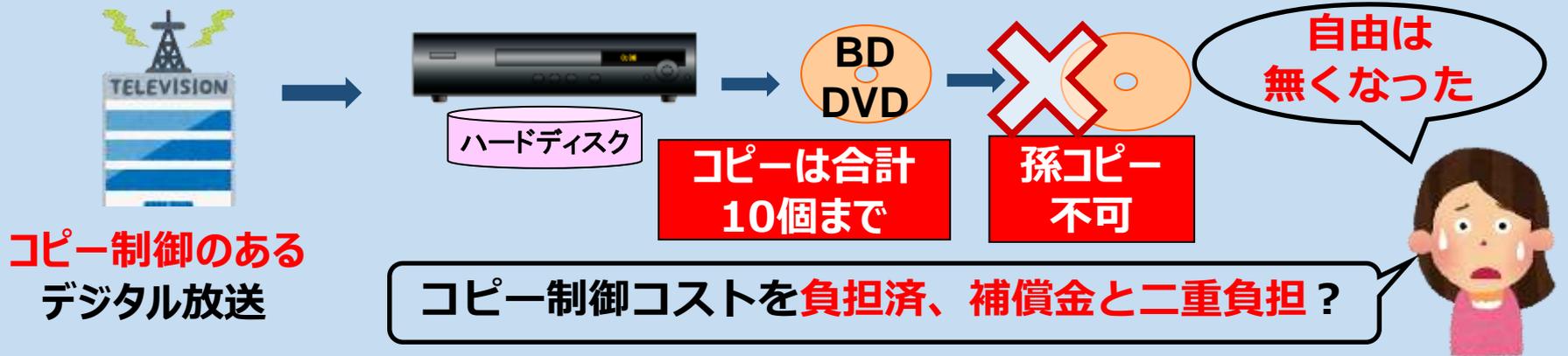
機器メーカー含む関係者の合意により
権利者に生じ得る「**不当な不利益**」
を補償するための補償金制度開始

自由
だけど
有償



前提②：補償金制度が事実上終了した経緯

- 2008年 コピー制御（ダビング10）された地上波デジタル放送開始



補償金を求める権利者と消費者・機器メーカーの意見対立し、合意せず

- 権利者側が訴えた裁判で機器メーカー側勝訴（2012年知財高裁判決確定）
判決：デジタル放送専用機は、政令で定める補償金制度の対象に該当せず



理由① 特定機器の対象とするには**関係者間の合意が必要**
理由② 録画源に著作権保護技術（コピー制御）が伴っているか否かは、**補償金の対象とするか否かにおいて大きな要素**

補償金の対象が無くなり、開始から約10年で制度は機能停止した

反対の主な理由3つ

1. 機器追加を行う合理的理由が示されていない

- ・環境変化にも関わらず、1990年代に制度設計された仕組みをそのまま用い、機器追加するならば、その必要性や合理性が示されるべき。
- ・根拠として、消費者実態調査の「過去1年間の保存データ容量に占めるテレビ番組の割合が5割以上の者が52%」等の結果だけでは不合理。

2. 著作権保護技術が考慮されていない

- ・対象機器として追加すべき、アナログ時代と同じ補償金料率とすべきとの文化庁の提案は、判決の「大きな要素」との判示内容を、全く考慮していない
- ・DRM技術のコストを消費者が負担し、更に補償金となれば二重負担となる。複製を前提に地デジ放送を選ぶ以上「不当な不利益」は無く、補償不要。

3. 政令案の決定に至るプロセスが不透明である

- ・判決でも前提となっている「関係者の合意」が得られていない。
- ・協議の前提であった「暫定的な措置」が全く担保されていないため、将来的に他の機器等やサービスへの対象範囲拡大が生じ得ることを強く懸念。